

第二十四回国会 参議院商工委員会會議録第三十九号

(五二)

昭和三十一年五月二十九日(火曜日)午後一時五十九分開会

委員の異動

本日委員濱井治三郎君及び上條愛一君辞任につき、その補欠として小野義夫君及び松澤兼人君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事

委員 西川 弥平治君
白川 一雄君
阿具根 登君
山川 良一君
上原 正吉君
古池 信三君
高橋 衛君
苦米地義三君
深水 六郎君
海野 三朗君
小松 正雄君
藤田 進君
松澤 兼人君

委員

政府委員

経済企画庁 計画部長 大来佐武郎君
通商産業 政務次官 川野 芳満君
通商産業 大臣官房長 岩武 照彦君
通商産業 省公 益事業局長 川上 爲治君

本日の会議に付した案件
○電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(三輪貞治君) ただいまから委員会を開きます。

まず委員の異動について申し上げます。本日、上條愛一君が辞任され、その補欠として松澤兼人君が指名されました。以上御報告申し上げます。

○委員長(三輪貞治君) 次に電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○海野三朗君 昨日の新聞を見ますと、小坂総裁の証人喚問についてはいろいろ党内での意見がまとまらないように新聞に出ておりますが、あの間組との関係は一体どうなんでしょうか。

○政府委員(川野芳満君) まことに恐縮でございますが、私ちよつと旅行いたしておりますので、ゆうべおそく帰りまして関係上、新聞を私も見た程度でございます。その内容はわかりかねますから、御了承願います。

○海野三朗君 それは、つまり間組の方で再三工事請負の金の増加を要望した、しかしそれが不調に終わった。ところがその間組との間に某政界の幹部が介在しておるといふような話、それで、ところが小坂総裁はそれをなかなか聞かなかつたといふようなことで、小坂総裁に何をしゃべられるかわから

ないというので、昨日衆議院に小坂総裁を召喚したのでありますが、それがとうとう会議は開かれなかつたということと新聞は報じておるのであります。が、そういうふうな電源開発に關して不明朗な話を聞くことは、私は非常に不愉快に感ずるものであります。その辺のいきさつを政府当局から一つ一応承わつておきたいと、こう思うのであります。

○政府委員(川上爲治君) 佐久間ダムは、これは衆議院の商工委員会におきまして、これもさういふような御質問がありまして、関係の資料をお出ししてあるわけなんです。最初大体二百三十億くらいでござつたといふ予定のものがその後いろいろな事情から非常に大きくなりまして、大体見直しとしましては、三百六十億くらいになるのではなかつたかといふふうに考へております。ふえましてこれは全然最初計画に入つていなかつたもので、飯田線のつけかえ工事といふのが、これは大体七十億くらいふえております。それから一般の補償なり、あるいは計画の変更なり、さういふようなものを含めるといふと、百三十億くらいふえるのではないかと、百三十億くらいに考へます。これは結局佐久間ダムといふのが非常に特別な、非常に大きなものであつて、最初の計画といふものがどちからかといふと、さういふのは非常に語弊がありますけれども、しつかりした計

画になつていなかった、それが結局あとで非常にこの工事が違つてきたといふような点が大きな理由だと、われわれは考へております。これは私の方としましては、電燈より資料を出させまして、いろいろ検討いたしました結果さういふ結論を出しておるわけでございます。その間組の關係と申しますのは、先ほど申し上げましたような一応のその二百数十億の計画でそのうち間組あるいは熊谷組に對しまして工事の請負を、そのうちの金額としましては八十数億であります。さういふ計画で下請をされたわけでございますけれども、その後工事の量が先ほど申し上げましたように非常にふえてきたといふような關係から、この間組なりあるいは熊谷組に對する、この支払いの金額そのものも、これは非常にふえることに相なるわけでございますが、實際のやり方としましては前に契約しましたもので現在支払つておるわけでございます。ただ増額分につきましては、すなわち工事量が非常にふえたといふ關係の費用につきましては、これはあるいは融資という形、貸付という形で現在金を一部出しておるわけでございます。最後の、じゃ木契約といふものは、増額についての木契約といふものはまだまづありません。それ

のようですが、ただ両方——電燈とこれらの請負会社との間の話し合いといふものがたゞつていないように聞いております。私どもの方といたしましては、じゃどういふ要求があつてどういふふうに話がついていっているかといふことはまだ報告を受けておりません。ただいろいろ出先のところで交渉があるようには一応聞いておりますけれども、その点は私どもの方といたしましては、はつきりいたしておりません。

○海野三朗君 よく世間にはあることとありますが、入札のときには安く入れて、それからあとでだんだん入札の額を仕事があつたからとか何とかといふ名目で増大していくといふのは、よく世間にはさういふふうなやり方があるんであります。間組も初め落札した當時においては、やはりその開発会社は詳しくその内容についても調べないでほんやりとしてあればやらせたのであります。また通産省としては電源開発に万事まかせてめくら判を押したといふわけでありまして、その辺いかになものですか。

○政府委員(川上爲治君) これは最初契約をしますときには、もちろんこまかい計画のもとに契約をすることになりますので、間組なり、あるいは熊谷組と電燈との間には詳細さういふ点につきまして、工事のこまかい部面につきまして検討し、また単価につきましても最も公正な単価でわれわれの方といたしましてはきめてあるといふふうな考へておるわけでございます。なお

られます。その点についてその後いろいろ技術的に検討してみますというのと、どうしてもこれはダムの地点、あるいは発電所の地点、そういう関係から鉄道をつかえなければならぬという問題が生じて、鉄道のつかえという

うのをやった結果、しかもそのつけかえ工事についてはほかのいろんな地点と違って、非常に地盤がやわらかであるために、そのために鉄道のトンネル工事がよけいにかかったというような問題が起きまして、そのためにまあ全体として非常に大きくなった。すなわち最初の原案と比べますと百三十億くらいふえておりますが、その百三十億くらいふえておる中で、鉄道だけでも約七十億くらいかかっておりますので、

非常に大きなものじゃないかと考えられますが、これは最初の計画そのものにはほとんど載っておりませんので、その後非常に大きく計画が変更されておるわけであります。これも私はいろいろ最初の原案とその後案とを詳細検討した結果、どうしてもその後の案でいかなければならぬという結果になりました結果、そういうようなことになったんじゃないかというふうに考えます。それからたとえば湖畔の道路の

問題といたしました。湖の両側に道をつけたという問題、これは実は私が着任しましてからも問題が残っておりまして、私としては別にそういうふうな湖岸道路を作る必要はそれほどないじゃないか、作つたつてそれほど広い道でなく小さな道でもいいじゃないかというような意見も私は一応持つて、いろいろ関係方面と折衝をしたのですが、建設省あるいは農林省あるいは静岡県その他の各県、そうした方面といろい

在しておりましたときにおいては、一河川一地域において二つの電気事業者が競合してはならないというような考え方がありましたために、こういう問題の起る余地がなかった。ところが最近においては一河川に二個以上の電気事業者が開発をするという事態がたゞさん起つて参りますために、こういう考え方が出てくるわけであります。この問題の最も直接な関係は、只見川等にあると思うのですが、これでもう東北電力では、下流の発電所の質量ともに増加をはかつて、上流に調整ダムの建設を計画しておつた。それがいろいろな事情で別な経営主体によつて開発をされる、そして自分の計画しておつた計画はできない上に、そのダムのできることによつて受けるであろう利益はそれを何ほどか徴収をされるか、こういう形になつて参りますと、非常にこれは問題が複雑だろつと思つた。受益者負担を払つた会社が、その出たものを賣うものでありますれば、その卸売の代価の交渉のときに何ほどでも調整ができるわけでありすが、全然別な地域にもつていかれるところ、非常に複雑な問題が起つてくると思つた。従つて私は将来においてはおもつと電気事業そのものに根本的な再検討を加えることが必要ではないか。あるいは九電力会社そのものも決してこれが正しい形だとは思いません。今日、電気事業者の経営の能力とかそういうことを度外視して、地理的な条件、需用量の問題等ですでに九電力会社間に一つのもう力の段差がついて参りまして、この方面にも再検討を加えるべきでないか、こういうふうにも考えるわけですから、私は

この電源開発法の改正、今回されておる一部改正というものが、電発法がきて四年間の実施の間において気づかれないいろいろな不備の点の總決算とは思われないわけですが、もつと近い機会に大きな根本的な、検討をする必要に迫られておるのじゃないか。そういう気がするのですが、これは大臣に聞くのが一番いいと思うのですが、幸い通産政務次官が見えておりますから、一つ御所見を伺いたいと思つた。

○政府委員(川上高治君) ごもつとも御意見であらうかと思つた。一河川一電力業者と、こういうような事態におきましては、利害関係が相反しませんが、従つて今回この法律案の対象になるような問題は起らなかったと考へるのであります。現在におきましてはその法律もございませぬから、従つて本案のごとき法律をもつてある程度規制することの必要が痛感されまして、この法律案を出したような次第であります。しかし将来におきましては、お説のように根本的な問題を検討することも必要かと考へますから、十二分にその点等につきましては考慮してみたいと考へる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 次に、負担額の問題ですが、これは当事者間の協議により、ダム等の設置または改良に関する工事によつて生じた利益の総額に對する割合に応じてその額を定める、こういうふうになつてゐるわけですが、しかししも協議がととのわなかつた場合どうするかという裁定の措置が全くとられておらないのですが、その理由は一休どういふところにあるのですか。

○政府委員(川上高治君) 普通の法律

であります。やはりこういうような種類のものにつきましては、裁定の規定があるわけなんです。この裁定につきましては、一種の強制的に裁定をするということでありまして、なるべく民主的に話し合ひによつて話をつけてもらいたい、それから話し合ひがなかなかむずかしいときにおきましては、あるいは通産省が仲に入るとか、あるいは第三者が仲に入つて話をつけてもらふというようなことに、まあ民主的に一つ運営しようという考えをもちまして裁定の規定は入れなかつたわけでございます。私も多分として、今御指摘の通りに、そういう裁定の規定というのがないというところは、法律的に見ましても一応欠陥のように考へますけれども、一応こういう制度でいろいろ自主的に運営して参りまして、それでもなお話がつかないというふうな場合におきましては、またこの委員会におきまして、その際は裁定の規定を入れてもらいたいというやうな氣持を持つてゐるわけなんです。できる限り自主的に解決し、われわれもまた場合によりましては仲に入って行政指導をして話をつけていきたいというふうな考へております。

○委員長(三輪貞治君) 民主的に協議がととのうというものであればけつこうですが、またととのわなかつたときには一つ法律の改正をしてもらいたいというこゝもわかりますが、しかしそのう一々、ちやうど一つの問題にぶつかつてそれがどうも話がととのわなかつたから一つ法律改正して下さいというわけにもいかなしい、また間に合わないと思つたのです。そういう場合には、

協議がいわゆるととのわなかつた場合、当事者の一方は裁判所に対して提訴することができわけですね、そういうことも予想されておりますか。

○政府委員(川上高治君) その協議をすべきということについての訴えというこゝについては、これは提訴はできませんけれども、しかし、じゃあその値をきめろという問題については、これはなかなか提訴の対象にはならないのじゃないかというふうな考へを考へるわけでありまして、その点につきまして、この法律は裁定の規定がありまして、一応欠陥を持つてゐるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、まあ自主的にやつてみて、そうしてどうしてもうまく行かんという場合におきましては、強制的な裁定の規定を入れなければいかんのかなというふうな考へておりますが、これはむしろ委員長もいきさつについてはよく御存じと思つたので、私も多分として話がつくやうにもつていききたいというふうな考へております。

○委員長(三輪貞治君) この問題に関連しては、まだいろいろな根本的なこともありますので、あとの機会に譲つておきたいと思つた。ほかに御質問ありますか。

ちやうど御質問がないようですから、この際報告しておきますが、ただいま委員の異動がございました。滝井治三郎君が辞任され、その補欠として小野義夫君が指名されましたので報告いたしておきます。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) それでは速記をつけて下さい。

電源開発促進法の一部を改正する法律案の審査のため参考人から意見を聞くことに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

なお参考人の人選及び日時等についてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後二時五十一分散会

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局